

令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第2回総会 議事録

■日時 令和4年5月31日（火）午前10時00分～午後0時03分

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、宮越第二部会長、荒井委員、池邊委員、池本委員、奥委員、日下委員、玄委員、小林委員、高橋委員、堤委員、平林委員、廣江委員、水本委員、宗方委員、森川委員、横田委員、渡邊委員

■議事内容

1 諮問

(1) 「一般国道20号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」環境影響評価書案
⇒ 会長の指名により、第二部会へ付託

(2) 「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価書案
⇒ 会長の指名により、第一部会へ付託

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

別紙

受 理 報 告 (5月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書	国立印刷局王子工場整備事業	令和4年4月18日
2 事 後 調 査 報 告 書	春日・後樂園駅前地区市街地再開発事業（工事の施行中その2）	令和4年3月29日
	（仮称）竹芝地区開発計画（工事の完了後）	令和4年3月30日
	都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）事業（工事の施行中その3）	令和4年4月6日
3 変 更 届	春日・後樂園駅前地区市街地再開発事業	令和4年3月29日
	中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業	令和4年3月30日
	（仮称）東京港臨港道路南北線建設計画	令和4年3月30日

令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第2回総会
速 記 録

令和4年5月31日（火）
Webによるオンライン会議

(午前 10 時 00 分開会)

○山内アセスメント担当課長 それでは、始めさせていただきます。委員の皆様おはようございます。本日は東京都環境影響評価審議会総会に御出席いただきありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況につきまして、事務局から御報告いたします。

現在、委員 21 名全員のうち、18 名¹の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

これより令和 4 年度第 2 回総会の開催をお願いいたします。

本日は傍聴の申し出がございますので、よろしく申し上げます。

会長、よろしく申し上げます。

○柳会長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がいます。なお、本会議の傍聴は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳会長 ただいまから、令和 4 年度「東京都環境影響評価審議会」第 2 回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように諮問 2 件、受理報告を受けることといたします。

○柳会長 それでは、諮問に入ります。

諮問案件について、事務局から説明をお願いいたします。

○山内アセスメント担当課長 事務局から説明いたします。

資料 1 を御覧ください。諮問文でございます。朗読いたします。

4 環総政第 77 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例(昭和 55 年東京都条例第 96 号)第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 4 年 5 月 31 日

東京都知事 小池 百合子

¹ この後、委員 1 名が途中出席し、19 名の出席となった。

記

諮問第 535 号「一般国道 20 号日野バイパス(延伸)Ⅱ期建設事業」環境影響評価書案

以上です

○柳会長 「一般国道 20 号日野バイパス(延伸)Ⅱ期建設事業」環境影響評価書案につきましては、第二部会に付託させていただきますので、第二部会の委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、諮問案件の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。

事業者の方、御準備ができましたら、御説明をお願いいたします。

○山内アセスメント担当課長 事業者がまだ準備ができていないようですので、先にもう一つの案件から進めさせていただければと思います。

○柳会長 それでは、次の諮問から最初に行いたいと思います。

諮問案件について事務局からお願いいたします。

○山内アセスメント担当課長 事務局でございます。

資料 2 を御覧ください。諮問文でございます。朗読させていただきます。

4 環総政第 95 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例(昭和 55 年東京都条例第 96 号)第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 4 年 5 月 31 日

東京都知事 小池 百合子

記

諮問第 536 号「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価書案

以上です。よろしくお願いいたします。

○柳会長 「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価書案につきましては、第一部会に付託させていただきますので、第一部会の委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、諮問案件の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。
事業者の方、御準備ができましたら、御説明をお願いいたします。

○事業者 UR都市機構と申します。本日はよろしくお願いいたします。

コンサルタントを務めております日本工営と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、評価書案の中身につきまして御説明をさせていただきます。

こちら、今、共有をかけさせていただきましたが、御覧になれますでしょうか。では、こちらで説明をさせていただきます。

まず、今、御挨拶もありましたが、UR都市機構が事業主ということで進めさせていただいております。事業名称が「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業」でございます。

本事業の概略ですが、敷地面積が2万1400平米のところを高層ビルを建てるということで、延べ床面積が18万2000平米、最高の高さが180m、使用用途が業務、商業、宿泊、公共公益施設、駐車場等ということでございます。駐車台数が370台、工期が令和5年度から令和10年度ということで、供用開始の予定が令和10年度ということになっております。

本事業の計画地域でございますが、こちらのオレンジ色で塗っております再開発区域というところでございます。こちらが東京メトロの表参道駅と外苑前駅を最寄り駅としております青山通り沿いに面してございます。

本事業の計画建物の平面図でございます。真ん中に六角形のような形のものがございまして、本事業で建設する高層建物、B1棟と呼んでおりますが、こちらを建設するというところで、その周辺にグレーで塗っているところが低層部でございます。また、B2棟と言いまして、小さな建物が右上にございまして、こちらにつきましても建設をさせていただくという計画になってございます。

こちらが、高層建物の断面図になります。青色で塗っているのがオフィスということで、ほぼオフィスということで計画してございます。

こちらが低層部のところの断面図になってございます。B-B'断面図という左側の図のところ公共公益施設を建設しまして、右のC-C'断面図というところで、ピンク色のところが、主に商業ということになってございます。

こちらがパースでございます。一番左側が本事業での計画建物でございます。右にA1棟、A2棟とございまして、タワーマンションでございまして、都市計画としては一緒の都市計画でやっておりますが、先行してもう既に建設が終わった建物でございます。

こちらが環境への影響の現況でございます。本事業は、おおむね他の事業と同様に高層建物を建てることから大気汚染、騒音・振動、地下掘削もございまして地盤、水循環、そして高層建物の建設ですので、日影、電波、風、景観、それから、史跡・文化財と廃棄物、温室効果ガスということで選定しております。

こちらが大気汚染への影響でございます。こちらが大気汚染の建設機械の影響ということで、二酸化窒素が日平均値の年間 98%値で 0.060 ということで、環境基準ぎりぎりというところでございます。

建設機械の稼働に伴う寄与率ということで、57.5%と予測しております。浮遊粒子状物質は 0.046 mg/m³ ということで、こちらは環境基準を満たしております。建設機械の稼働に伴う寄与率ということで 18.8%となっております。

次が工事用車両の影響ということでございます。色付きの線で示しているのが工事用車両の走行ルートで、走行ルート上の 1 番から 6 番までの合計 6 地点を予測地点として選んでございます。

こちらが工事用車両の二酸化窒素の影響でございます。日平均値の年間 98%値は 0.037～0.038 ppm ということで、こちらにつきましては環境基準を満たしているということでございます。工事用車両の走行に伴う寄与率ということで、0.1～0.4%となっております。

浮遊粒子状物質でございます。予測結果は、年間 2%除外値で 0.035 mg/m³ ということで、こちらにつきましても環境基準値を満足しております。工事用車両の走行に伴う寄与率は 0.1%未満となっております。

次が関連車両の走行に伴う二酸化窒素でございますが、年間 98%値で 0.037～0.038 ppm ということで、こちらにつきましても環境基準値を満たしております。寄与率につきましては 0.1～0.5%となっております。

次は、浮遊粒子物質でございますが、2%除外値で 0.035 mg/m³ ということで、こちらにつきましても環境基準値を満たしております。寄与率は 0.1%未満となっております。

次が地下駐車場からの大気汚染ということで、二酸化窒素が 98%値で 0.037 ppm ということで、こちらにつきましても環境基準値を満足しております。寄与率は 0.8%となっております。

浮遊粒子物質につきましては、0.03 mg/m³ ということで、こちらにつきましても環境基準値を満足してございます。寄与率は 0.1%未満でございます。

熱源施設からの二酸化窒素でございますが、0.038ppm ということで、こちらにつきましても環境基準値を満足してございます。寄与率は4.5%となっております。

以上が大気汚染でございます。

次が騒音・振動でございます。まず建設機械からの騒音・振動でございますが、こちらが騒音レベルでの最大は80dB ということでございまして、勧告基準値の80dB を満足してございます。

次に、建設機械からの振動でございますが、69dB と予測してございます。こちらにつきましても勧告基準値を満足するとなっております。

次に、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音ということでございますが、下の表を御覧いただきまして、63～69dB ということで、環境基準値を満足しておりまして、増加分は1デシベル未満となっております。

工事用車両の走行に伴う振動でございますが、こちらは昼間37～49dB、夜間が35～49dB で基準値を下回るとなっております。増加分につきましては、昼間は1dB 未満～1dB、夜間は1dB 未満ということになってございます。

次に、工事完了後の道路交通騒音でございますが、こちら昼間は63から69dB、夜間は59～67dB で、No.4の夜間以外においては環境基準値を満足してございます。No.4の夜間につきましては、現況においても環境基準値を超過しておりまして、増加分につきましてはいずれの地点においても1dB 未満となっております。

次は関連車両の振動でございます。こちらにつきまして昼間は37から49dB、夜間は35から49dB で、こちらにつきましても規制基準値を下回っております。増加分は昼間1dB 未満から1dB、夜間は1dB 未満でございます。

次が地盤でございます。地盤につきましてはまず結論をお話する前に、今回の掘削の計画について付け足しているページがございますので、そちらの図面をまず御確認いただければと思います。今回の掘削する場所につきましての断面図で掲載させていただいております。

右側に地層の断面図を白くくり抜いたような場所がございますが、こちらが掘削するところの断面図となっております。この白いところの左右に、下にSMWというふうに書いてございます。掘削エリアをSMW、「ソイルセメント柱列壁」で囲むように、まずSMWを打ち込みまして、その中をくり抜くといった形で掘削をさせていただく計画となっております。

地層の真ん中からちょっと下ぐらいのところの左側の黄色いところに第一帯水層と書いて

あるところ、それから掘削するこの白い部分のすぐ下のところに第二帯水層ということで、帯水層が存在するということを確認してございますが、一番下の緑色の層が Kac という「上総層群」というのを確認してございますので、そこまで SMW を打ち込むという計画にしてございます。

これを受けまして、結論のページのところを御確認いただければと思います。

まず掘削工事に伴う地盤の変形の範囲の程度といたしましては、掘削に伴いまして地盤の変形が考えられますけれども、山留壁として遮水性及び剛性の高い SMW を十分な深度まで施工することから、変形の範囲及び程度は小さいと考えると結論付けさせていただいております。

次に、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化ということでございますが、こちらにつきましては第一帯水層及び第二帯水層の地下水位が低下し、圧密沈下が起こることが考えられるとしておりますけれども、SMW を十分な深度、上総層まで施工すると。

そして、掘削範囲を SMW で囲うことによりまして、掘削範囲内の帯水層は山留壁の外側と分離遮水されるということと、あと実際の施工に当たりましては、詳細なボーリング調査を実施しまして、これら SMW の根入れ深さを詳細に決定していくということから、地下水は低下しないというふうに予測してございます。

工事の施工中につきましては、地下水モニタリングをやっていくということでございますので、こちらにつきましても地盤沈下が生じる可能性を小さく、評価の指標を満足すると考えてございます。

その下の工事の完了後も同じ話でございますが、地下構造物の存在によりまして、地下水流が影響を及ぼす可能性があるということでございますが、帯水層につきましては、先ほどの図面ですと計画地の周辺の一部を切り取ったものではございますけれども、その外側にも広範囲に帯水層が連続して分布してございますので、地下躯体が建設されても地下水流はこの地下構造物の周囲を迂回するというので、こちらにつきましても評価の指標を満足すると考えてございます。

以上が地盤の評価のところでございます。

次に、今度は水循環です。同じ切り口ではあるのですが、水循環ということで掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度ということでございます。

こちらにつきましても、剛性及び遮水性の高い SMW を採用し、第一帯水層及び第二帯水層分布深度よりも深い位置に存在する上総層まで根入れすることにより、上総層が難透水層

として機能し、山留壁外側と分離、遮水されるということで、地下水低下を抑制できるとしてございます。

先ほどと同様ですが、施工に当たりましては詳細なボーリング調査を実施して、根入れ深さを決定していくということでございます。地下水モニタリングにつきしても、工事中に実施を行いながら施工を行います。

ということから、地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼすことはないということで結論を書かせていただいております。

次に、工事の完了後でございます。地下構造物の存在による地下水の水位及び流況の変化の程度ということでございます。

こちらにつきましても、SMWを十分な深度まで施工した上で、地下構造物を25mまで構築する計画ということで、山留壁の設置及び地下構造物の存在により、地下水に影響を及ぼす可能性があるとしていますが、こちらでも帯水層が広範囲に分布しておりますので、地下水流につきましてもこの地下躯体を迂回するということでございますので、地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼすことはないとしてございます。

土地の改変に伴う地表面流出水量の変化の程度でございます。

こちらにつきましても、雨水貯留槽を設ける計画としてございます。それと可能な限り、透水性舗装、浸透柵等の雨水浸透施設を設けるとともに、緑地整備を行うということで、雨水の地下への浸透を図る計画としてございます。ですので、地表面流出水量を抑制でき環境評価の指標を満足するというようにしてございます。

日影、日陰になります。こちら側が時刻別日影図でございます。

こちらが等時間日影図でございます。左側に緑色のエリアで、網掛けがなされている場所です。こちらが、日影規制がある地域でございます。

計画地の周辺は網掛けのエリアがございませんので、日影規制の対象外ということではございますけれども、先ほど御説明をさせていただきました高層建物の、黒線で六角形のような形のところを、敷地境界から十分にセットバックをとることによりまして、この2.5時間ないし4時間といった日影の範囲を、極力少なくするようということで配慮してございます。

そういった保全措置を行うことによりまして、日影が生じる範囲がおおむね計画地の北東側の限られた範囲であり、日影の影響を低減しているということとしてございます。

電波障害でございます。こちらが地上デジタル波の電波障害の範囲を示してございます。

ピンク色がデジタル 21 から 27 チャンネルで、黄色が東京MXの障害のエリアを示してございます。

こちらが衛星放送の障害エリアを示してございます。

こちらの電波障害の結論といたしまして、こういった遮蔽障害が生じると予測いたしますが、こちらはテレビ電波の障害が発生した場合には、ケーブルテレビの活用等の適切な電波受信障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消すると考えてございます。

それと、反射障害につきましては、デジタル放送は反射障害に強い性質を持っていることから、反射障害は生じないと予測してございます。ですので、評価の指標としたテレビ電波の受信障害を起こさないことを満足するものと考えてございます。

次が風環境でございます。こちらが現況での風環境を風洞実験により再現したものでございます。計画地の周辺には風が強いとされる黄色の○、領域Cというエリアが4地点ほどございます。

こちらが建設後の何も対策をしていない状態でございますけれども、少し黄色のエリアだけが周辺で増えるという結果となっております。

こちらが防風対策を行った結果でございます。黄色の地点は現況の4地点から2地点まで減少するという事です。防風植栽による対策でございますが、植栽を行うことによって、黄色の地点が4地点から2地点に減るという結果となっております。

評価の結論といたしましては、防風対策を行わない場合は10地点ということになりますけれども、対策を講じることにより、多くの領域Cの地点は領域Bということになりまして、風環境は改善されるということになってございます。

これは景観でございます。まず、主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度ということでございます。

本事業の実施によりまして、計画地周辺は低中層の住宅、事務所建築物、住居併用建物が多く立地する市街地景観と、高層建築物を主体とする都市景観を融合した、青山地区の拠点となる複合市街地へと変化することと、計画地内の北西側には青山通りから渋谷区側市街地につながる区画道路や、A1、A2地区の緑と一体となった大規模広場を配置することで、緑豊かな景観が配置されるということで、青山通り周辺地区の景観形成の方針との整合が図られるということにしてございます。

次が、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度ということでございます。

近景域におきましては、計画建築物が視野に占める割合は大きく、より都市的な眺望が出

現するものと考えられます。周辺域の中景・遠景域のポイントにおいては、一部の地点では計画建築物が新たな景観の要素となり、青山通り周辺地区の新たな顔として、眺望、景観を形成するものと考えられます。

以上のことから、代表的な眺望地点からの景観については、青山通り地区の新たな顔として、都市的景観が形成され、港区景観計画に定めるガイドライン等との整合が図られるものと考えるところでございます。

圧迫感でございます。現況と比較して最大 14.7 ポイント程度増加するものと考えられますが、配置に当たりましては敷地境界からの一定の距離をとり、色彩についてはガイドライン等に適合したものいたします。

計画地及びその周辺には高木など、歩行者動線とも連携した緑化を行い、大規模緑地を本事業で整備するということによりまして、圧迫感の軽減に努めるということにしております。

史跡・文化財でございます。埋蔵文化財包蔵地の改変の程度ということでございます。

計画地内には特に周知の埋蔵文化財は存在しませんけれども、近傍に北青山三丁目遺跡が確認されることから、埋蔵文化財の存在の可能性は高く、影響を受ける可能性があるということでございますので、こちらにつきましては解体工事と併せまして埋蔵文化財の確認調査を行っていくということと、掘削工事の着手前に港区の教育委員会さんと確認を行っていくといったことから、適切に対処を行うということとしてございます。

廃棄物でございます。まず、既存建築物の解体に伴う廃棄物の発生量でございます。

コンクリート塊、約 2 万 7384 m³、金属屑の鉄骨が 3,295t 金属屑の鉄筋が約 3,423t、木屑が 1,027t、混合廃棄物が 685t と予測してございます。こちらにつきましては建設リサイクル法等に記載される事業者の責務を果たしていくということで、建設リサイクル推進計画に定められておりますリサイクルの目標値を達成すると考えてございます。

その下は、建設発生土と建設汚泥でございます。建設発生土は約 21 万 2,337 m³と予測してございます。建設汚泥につきましては約 4 万 4,322 m³発生すると予測してございます。これらにつきましても、建設リサイクル推進計画等の関連法令に示される事業者の義務を果たすことで、リサイクルの目標値を達成するということと考えてございます。

次が、建築工事に伴い生じる廃棄物の発生量でございます。廃棄物の発生量は約 5,460t と予測してございます。こちらにつきましても建設リサイクル法等の関連法令に示される事業者の義務を果たすということで、目標値を達成するということとしてございます。

一番下は、工事の完了後の廃棄物排出量でございます。約 8,606 kg 発生すると予想してございますが、それにつきましても廃掃法等の法令等を遵守していくことで、目標値の達成に寄与すると考えてございます。

温室効果ガスでございます。排出量は約 1 万 6,180t です。削減量は約 4,044t、削減率は約 20%と予測してございます。こちらにつきましては、省エネルギーの措置、効率化設備の省エネルギー等により、温室効果ガスの発生量の削減に努めることから、排出抑制が図られるものと考えてございます。

以上、駆け足ではございますが、評価の内容につきまして一通り説明させていただきました。以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、御質問等があればよろしくお願いたします。

それでは、最初に水本委員からお願いします。

○水本委員 御説明ありがとうございます。

先ほど、港区教育委員会さんとはきちんと御相談されてやっていかれるということでしたので、そのあたりは安心しておりますが、適切な処置をとろうとされていらっしゃるということで承知しました。

ただ、この辺りというのは江戸時代の遺跡と近世の遺跡と、それからおそらく墓地の辺りから広がってくる縄文の遺跡と、それから近代のほうでも師範学校などがありますので、そのあたり、少し密に打ち合わせしていただけるといいかなと思います。

特に道路の脇の部分が、非常に細かい屋敷が多くなっている予想がございますので、その場合にちょっと時間がかかるということもございますので、そのあたりもそれぞれの遺跡の特性も含めて、少し密にご相談されると、北青山三丁目のところで既に結果をお持ちでしょうから、かなりきちんとした打ち合わせができるのではないかなと思いますので、事前協議をしっかりとお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

以上です。対応自体は懸念していないのですが、少し詳細なところも打ち合わせていただけるといいかなと思っております。

○事業者 UR都市機構より回答させていただきます。御指摘ありがとうございます。

今、港区の教育委員会とは試掘調査に向けて具体的な協議をさせていただいておりますので、御意見を踏まえまして詳細な部分の詰めも含めて検討していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○水本委員 ありがとうございます。敷地が狭いところはかなり密度が高まってきますので、そのあたりで試掘の入れ方でだいぶ予測結果が異なってきますので、十分よろしく願います。それでは、結構です。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、次に渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 御説明ありがとうございました。どうぞよろしく願います。

1点要望と、あといくつかの質問がございます。

要望は、いつも環境影響評価のときに申し上げているのですが、既存の建物から温室効果ガスを20%削減ということで、非常にいろいろ対策を施されているのだと思います。温対法も、それから条例も満たしているということはわかるのですが、一方で、計画レベルにはなりますが、ゼロエミッション戦略等からすると、この建物の耐用年数を考えると20%削減というのは非常に、将来を考えると少ないといえますか小さいです。

2050年ゼロエミッションということを見ると、もう少し削減していただきたいというところなので、そこは削減の対策をもう少し施していただきたい。これは計画に基づく要望です。

これと関連しまして、まず伺いたいのは、概要版の133ページに、二酸化炭素排出原単位を書いてくださっていて、これは東京都の総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインで、間違いなくこのとおりに書かれている数値ですけれども、これは他人から供与されるエネルギーの原単位だと思うのです。

これだけの施設なので、例えば、自前の発電とかは考えていらっしゃるのかということ、まず伺いたいというところです。

あともう1点が、次の134ページの(4)のところで、温室効果ガスを使用する設備機器の状況とありますが、HFCの使用が想定されるということで、このHFCの分も含めて削減を出していらっしゃるのか、それとも削減は二酸化炭素に関してだけ計算されているのか、というところです。

もしHFCも含めてだということであると、見た目上の話になってしまいますけれども、その分でかなり削減ができるところもありますので、そこは一度確認させていただきたいなと思います。

ひとまず以上です。

○事業者 日本工営でございます。

まず温室効果ガスの20%削減という予測をしてございますが、こちらにつきましては、

まだ今温室効果ガスが協議中でございますので、最低限というところでE R Rの目標値である 20%というのを、これは最低限、E R Rで 20%を必ず頑張らなければならないので、そちらを予測に見込ませていただいております。

さらに、もっと頑張れるといったところは、今協議中でございますので、そちらにつきましても今後協議を行っていきまして、またどれだけ頑張れるかといったところをバージョンアップしていくというところで考えてございます。

2 点目の自前の発電でございますが、こちらにつきましては太陽光パネルの設置を行いますので、そういったところでも完全に 100%外部からの供給だけに頼るということではなくて、少しでも発電していけないかといったところで考えてございます。

最後、H C F Cについては、特に予測に見込んで現在ございませんけれども、今、旧都営アパートが計画地の中には建っておりまして、こちらはまだ東京都さんの土地ということになってございまして、おそらくまだその当時のエアコンが残っていますので、おそらくH C F Cがあるだろうということで書かせてはいただいているのですけれども、今後調査を行っていくといったところで考えてございます。

以上でございます。

○渡邊委員 ありがとうございます。

確認ですが、そうすると、温室効果ガスの今の 20%削減の中にはH C F Cの部分は全く入っていないという理解でよろしいでしょうか。

○事業者 そのとおりでございます。

○渡邊委員 わかりました。

あと、太陽光パネルの設置をされるということですが、まだこれ計画中だと思いますけれども、発電の割合としてはどの程度お考えでしょうか。トータルの電力供給のどの程度を太陽光パネルでとお考えでしょうか。

○事業者 太陽光パネルの規模、出力につきましては、まだ検討中ということで御理解いただけたらと思います。

○渡邊委員 わかりました。先ほどの 20%削減をさらに深掘りするということと関連して、できる限りの自前の発電をお願いしたいところを、要望として付け加えさせていただきます。ありがとうございます。

○事業者 了解いたしました。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、続いて玄委員、お願いいたします。

○玄委員 まず、日影について質問できればと思います。評価書案の205ページを見せていただけないですか。

先ほど日影の状況について説明していただく際に、今この計画地を含めている黄色で塗っているところですね、これには網をつけていないで、今のところ第一種住居地域になっています。

私が確認してみたら、この第一種住居地域でも、今ここに書いてある北側から、ここに等時間日影図が示されていないですけれども、ページが違うのでしょうか。多分、下で205ページだと思います。

こちらを見ると、黄色で網がないところであっても、第一種住居地域になっていますので、その今北側に示されている4時間の等時間日影図や、あと2.5時間のラインは、一応基準を満たしていないところになっていると思うのですね。なので、こちらについて今度どういった対策をするかというところで、ちょっと聞かせていただきたいと思います。まず、これをお願いします。

○事業者 日本工営でございます。

こちらの地域については、日影規制はないということで理解させていただいておりますので、かといって何もしないというわけではなくて、セットバックをするとか等の配慮をさせていただいて進めさせていただいております。そういったところです。

○玄委員 ちょっと規制をもう一度確認していただけないでしょうか。今私が調べてみる限りでは、黄色で塗っているところは第一種住居地域で間違いないでしょうか。今計画地が含まれている地域は、ピンク色は商業地域なので規制がないとは思いますが、今半分半分、黄色で塗ってあるところは第一種住居地域となっています。なので、規制があります。私もちょっと見ているのですが、規制があるというふうに書いてありますね。

○事業者 第一種住居地域ではあるのですけれども、日影規制はないエリアということでございます。

○玄委員 そうなのですか。それはどこかに書いてあるのですか。私が見ている規制ではありますね。なので、今回、もしこれは規制がないのであれば、しっかりとそれをどこかに記入していただきたいと思っています。

○事業者 はい。再度確認させていただきまして、規制がないのであればないということをはっきりと明記させていただこうと思います。

○玄委員 一応、私が調べている限りでは、第一種住居地域であればあるようになっていま

す。

あと、風環境について確認させてください。ページ数は240ページをお願いします。

こちらが今、建設後の対策後の風環境の評価になっているのですね。こちらの44番のところは、今敷地内で対策をしてもそちらが今領域Cとなっています。これは多分問題になるかなと思うのですけれども、今後どういった対策とか考えているのでしょうか。

対策後でも今領域Cとなっていますね。なので、こちらは今のままだとちょっとよろしくないかなと思っているのですが、対策などについて聞かせていただければと思います。

○事業者 日本工営でございます。

44番、現況でございますが、やはり現況でも風が強いということで、なかなか本計画で計画後にさらによくするというところまでには至らないところです。現況でこちら44番の右下側に大きなビルもあったりしまして、なかなかちょっと難しいところで、現況でも風が強いといったところになってございます。

○玄委員 そうですか。こちらの場合はどちらで対策をするべきかというのは、難しいところがあるかと思うのですが、周りへの本計画による風環境への影響はできるだけ小さくしていただきたいと思っています。

もう1つは、今こちらの地域の周辺を見ると、保育園などが分布されているのですね。そして、私もそれぞれの保育園を全部調べているわけではありませんが、都心部にある保育園はよく園庭とか持っていない状況が多いです。

そうすると、子どもたちは外遊びをしていくのは周辺の公園などに行くのですが、なので、この周辺には結構子どもたちが昼間に訪ねていくところもありますので、風環境は極力、現況に比べて同じ評価の領域AとかBになったとしても、風速が強くなる場所がありますので、そういったところを十分配慮しながら、風環境をしっかりと評価していただきたいなと思っています。よろしいでしょうか。

○事業者 ありがとうございます。風環境につきましては、今回、おおむね領域AとかBとかに収めるということはできてはおりますけれども、今、防風植栽による対策を行って領域AとかBとかに落としてはおりますけれども、今後、今緑化計画のほうも並行して進めておりまして、そちらで防風植栽として使っている樹木よりも、さらにもっと植えられないかといったところも、並行して協議を行っておりますので、引き続きさらなる風環境の改善といったところで努めていくということとしてございます。

○玄委員 わかりました。あとは、日影環境について今日説明していただく際に、緑で圧迫

感を緩和するという話があったと思うのですけれども、それは具体的にどこを見ればわかるのですか。

圧迫感の調査については、緑で圧迫感を緩和するというお話を今日の紹介のところで聞いていました。それがどこに分かるかということをお話していただければと思います。

○事業者 圧迫感につきましては、具体的に新植する樹木は、こちらのモニタージュには書いてはないのですけれども、新植する樹木、当然、計画地の周辺は防風植栽等を含めまして植栽を行っていきますので、これが青で示しております計画建物の前に、実際には映り込んでくるといった形になりますので、そういった形で圧迫感を軽減していくということで考えてございます。

○玄委員 もしそのようであれば、この圧迫感の変化のこういったモニタージュにそれを反映していただくことは可能ですか。植栽計画も今回の事業の計画の一部になっていますので、そして話をさせていただく際にも、圧迫感の緩和では緑で対策するという話をしていただけましたので、それもぜひ反映していただければと思います。

○事業者 はい。ちょっと繰返しになってしまうのですが、緑化計画については現在も並行して進めておる段階ですので、今の段階でなかなか反映するというのが難しかったですので、そこで保全措置ということで、277 ページに記載させていただいております。

当然そういった緑化を行っていくということで、圧迫感の低減を図るということを予測に反映しなかった措置のほうに記載させていただいております。

○玄委員 承知しました。

最後にもう1つ質問があります。これはちょっと別の分野になるかなと思うのですが、今回、計画地の中を見ると、日影のほうで話をして申し訳ないですが、198 ページを見せていただけないですか。

ここで今 C4 と C20 と書いてあるところがありますね。これをよく調べてみると、C4 が北青山三丁目の児童遊園、多分、子どもたちが遊ぶ施設だと思うのです。そして、C20 も緑地になるのですが、今回の計画を行うとこの2つの場所がなくなると思うのですが、その代わりに何か考えていらっしゃるのですか。これがそのままなくなるわけですか。

C20 は多分緑地となっていますね。これはちょっと敷地内で緑地を増やすことによって、何とかそれは保全できそうに思うのですけれども、C4 は子どもが遊ぶ場ですが、それはちょっとなくなるかなと思ってしまうのですけれども、ここについてはどういった配慮をしていただけるかを教えていただければと思います。

○事業者 実は公園につきましては、今 54 ページを映させていただいておりますが、こちらの下段落の「また」以降のところ記載させていただいております。

先ほど、私が御説明させていただいた中で、A1、A2 という、同じ都市計画の中で先行してタワーマンションを建設したといったことで御説明させていただきましたが、その中で、一体となったこの事業の中で、北青山三丁目児童遊園、先ほど御指摘いただきました北青山三丁目児童遊園の施設は存在しておりますけれども、都営住宅建替事業区域内、これは A1 というエリアになってございます。

こちらに新たに既存公園機能を集約した青山北町児童遊園というのを既に供用しております、こちらは整備済みでございまして、計画地内の既存施設の公園機能を代替済みでございまして。

もう代替するということで先行してつくるということで計画して、もう供用しているということでございますので、児童遊園もこういった公園の機能を既に移設しているということでお考えいただければと思います。

○玄委員 承知しました。私からは以上です。ありがとうございました。

○柳会長 先ほどの玄委員の指摘のところですが、評価書案の 200 ページの法令による基準等の 7 行目の、「計画地及び隣接地の用途地域は第一種住居地域または商業地域に指定されており、日影規制対象区域外となっている」という、この記述と、その下にある表 8 の 5 の 6 の日影規制の状況で、「規制対象建築物がその他の区域では高さ 10m を超える建築物は規制対象区域内の規制を受ける」ということで、この建築物が 180m のものということを見ると、規制対象地域外であっても規制対象になるということになるのではないかと思いますので、その点、明らかにしておいていただければありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○事業者 先ほどいただいた御指摘と併せまして、再度確認して、規制があるかないかということで確認させていただきまして、もしないということであれば、ないということで、はっきりと書かせていただければと思います。

○柳会長 法令上の規制、基準等から考えて、当然に日影規制の対象に当たると考えるのが常識的だと思いますけれども、そうではないという根拠を明確に示していただければと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。横田委員、どうぞ。

○横田委員 防風植栽についてのコメントがありましたので、予測の条件をお伺いしたいの

ですが、調査計画書の案の段階では、南側の A 地区の緑地整備というのは特段考慮されてなかったと思うのですけれども、今回の予測においては南側の緑地整備というものが考慮されていると考えてよろしいのでしょうか。

○事業者 はい。今回、反映しました防風植栽の位置を示した図を今、映させていただいておりますが、南側とおっしゃっておりますのは、この六角形の建物の東から南、西にかけて緑色ないしピンク、ブルーの丸でお示ししている防風植栽のことかなと考えておりますが。

○横田委員 そうではなくて、A1 地区、A2 地区の西側に緑地が形成されていると思うのですが、隣接街区で整備済みの緑地のことです。この事業地内ではなくて、既に開発整備されている緑地が考慮されているかという質問でした。

○事業者 こちらは、資料編に掲載している模型全体の写真でございますが、A1、A2 のタワーマンションが 2 棟建っておりますけれども、その向こう側といいますか、ここは防風植栽、植栽等を見込んでおりませんので、特には入れてございません。

○横田委員 分かりました。いいビオトープ的な環境が A 地区に整備されたと思うんですよ。それを西側でつないでいただくことというのは、とても地域にとって価値の高いものかなと考えています。

一方で、今、防風植栽とおっしゃられているのは、東と北と南ということで反対側になってくるわけですが、防風植栽の面積としての確保が厳しくなってしまうことが心配でして、防風植栽にあまり頼りすぎると、結構、植栽基盤ごと倒木の率が高まったりするので、近年の突風を考えると、やはりバランスよく人工的な対策と組み合わせることも検討いただくといいのかなと思いました。

既に A 地区の開発の中でそういった強風の影響下で植栽がどうなっているかといったような検証ができるような状況になっていると思うので、こういった一体開発の場合は、そういった既に行われている整備の中での植栽への影響なども勘案して、防風植栽の配置を検討いただけるといいのかなと、それから機能の複合を検討いただけるといいのかなと思いました。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 それでは、次に池本委員、どうぞ。

○池本委員 今日の次は多分、今度の審議だと思いますので、少しコメントさせていただこうと思います。

廃棄物の分野ですが、資料編を見させていただくと、建設発生土から控除する量を足して既存の地下建造物の容積を抜いておられるようです。

一方で、本編、評価書案の 306 ページで見たときに、既存建築物解体に伴う廃棄物の発生量というところでは原単位を用いていて、その分が含まれていないように感じますので、廃棄物分野の予測の精度というのがあるのは承知していますけれども、シナリオ的にはこの中に、例えば、A1、A2 地区の実績をもとに考えた控除分の廃棄物の量とかを入れておくと、事後調査のときにはきっとここに入ってくると思いますので、御検討いただくといいのかなと思いました。

もう 1 点は、ちょっと分野が違うのですが、建設機械の大気中の二酸化窒素の濃度が寄与率 50%で、環境基準の上限 0.06 のぎりぎりというような状況だったので、もし簡潔に説明できるのであれば、どのような条件でそのような予測が行われたのか。特に、何度か条件を変えたりとか、工夫してそういった値を達成して、そこを目指してやっていくのか、今はもう悪条件側で何でもかんでも盛り込んでいるのだとかいったところを、少し教えていただけると情報としていいのかなと思いました。よろしくお願いします。

○事業者 ありがとうございます。建設機械の予測につきましては、通常どおりというものもあれなんですけれども、まだ施工業者さんが決まっていない段階ですので、実際の施工に当たってはいろいろな工事が重ならないように調整していくことにはなるかと思うのですが、そういったことをまだ考慮しない状態で予測を行ってございます。このあたりは施工業者さんが決まりましたから、さらに詳細に施工を検討して行って、これを減らしていけないかといったところで検討していければと思っております。

○池本委員 ありがとうございます。そうすると、現状考えられる最も悪い条件を用いているという理解でよろしいでしょうか。

○事業者 はい、そのとおりでございます。

○池本委員 ありがとうございます。私は以上です。

○柳会長 他にいかがでしょうか。

それでは、ちょっと 1 点質問させていただきたいのですが、大気と騒音についてです。

周辺の開発によって工事用車両台数とかも競合する可能性があるのではないかと思います。外苑の開発の工事期間とこの工事期間がだぶったときに、交通量とかも増える可能性があるかなと思うのですが、その点の複合的な影響についての評価というのは、想定されてやっておられると思うのですが、評価書案にはそのことは特段示されていないので、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○事業者 ありがとうございます。まずは一義的には、本事業による影響評価というところ

で、本事業の予測を示させていただきました。

今、会長がおっしゃるとおり、周辺でも開発が行われますので、そちらにつきましては、予測評価はしてないのですけれども、今後実際に、今申し上げたとおり、まだゼネコンとか決まっていない段階でございますので、今後ゼネコンさんとかが決まってまいりましたら、周辺開発の状況なども踏まえながら、調整できるところは調整していくなどの配慮は検討してまいりたいと考えてございます。

○柳会長 よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御発言がないようですので、これで終わりにいたします。事業者の皆様どうもありがとうございました。

それでは、事業者の方は退出してください。ありがとうございました。

(事業者退出)

○柳会長 それでは、続いて、「一般国道 20 号日野バイパス(延伸)Ⅱ期建設事業」環境影響評価書案についての事業者の方から説明を受けたいと思います。

事業者の方、御準備ができましたら、よろしく願いいたします。

○事業者 それでは、概要につきまして御説明させていただきます。相武国道事務所と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず、お手元の左上に、2-370-2 と記載されました、黄緑色の環境影響評価書案を御覧いただきたいと思います。こちらの図書の 1 ページを御覧ください。

まず、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、対象事業の名称及び種類、対象事業の内容の概略につきまして御説明いたします。

上から第 1 章になりますが、本件は、国土交通省関東地方整備局が事業者でございます。代表者の氏名及び主たる事務所の所在地は、記載のとおりでございます。

その下、第 2 章になりますが、対象事業は、「一般国道 20 号日野バイパス(延伸)Ⅱ期建設事業」でございます。種類は、「道路の新設」になります。

最後に、第 3 章に、対象事業の内容の概略を整理しております。本事業は、日野市西平山三丁目を起点とし、八王子市北野町を終点とする、延長約 1.5 キロメートルの区間において、往復 4 車線の道路を整備するものでございます。

なお、位置等につきましては、後ほど図で御説明いたします。

本事業は、昭和 36 年 10 月に都市計画決定がなされ、平成 27 年度に一部の区間について都市計画変更を行い、平成 29 年度に新規事業化しています。

通過地域は、日野市及び八王子市、道路規格は第 4 種第 1 級、道路幅員は 23.8 メートルから 60 メートル、設計速度は 60 キロメートル／時になります。

主な交差道路としまして、都市計画道路 3・4・24 号旭が丘南北線、一般都道長沼北野線、一般国道 16 号八王子バイパスになります。

また、供用開始につきましては、工事着手からおおむね 10 年を想定しております。

次に、対象事業の目的及び内容を御説明いたします。14 ページを御覧ください。

最初に、事業の目的です。本事業は、「日野市まちづくりマスタープラン」において、都市の骨格となる広域幹線道路、「八王子市交通マスタープラン」において、防災・物流・医療ネットワークに資する広域道路網とされており、交通状態の緩和、地域間交流の促進、物流機能の強化や地域産業活動の活性化及び地域の安心・安全の確保に貢献するとともに、首都圏災害における緊急輸送道路の確保や高度医療施設との連携強化など、地域の防災機能向上に寄与するものです。

続きまして、事業の内容です。15 ページを御覧ください。対象事業の位置及び概況を御説明いたします。

本事業は、日野市、八王子市域における国道 20 号のバイパス建設事業、延長約 14.9 キロメートルのうち、延長約 1.5 キロメートルの区間を、「日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」としてバイパスを整備するものです。

16 ページを御覧ください。計画道路の具体的な位置を示しています。

本事業は、日野市西平山三丁目を起点とし、八王子市北野町を終点とする、延長約 1.5 キロメートルの区間において、往復 4 車線の道路を整備するものです。

17 ページを御覧ください。道路構造図としまして平面図と縦断図を示しています。

主要な交差道路は、起点側から、都市計画道路 3・4・24 号旭が丘南北線、一般都道長沼北野線、一般国道 16 号八王子バイパスで、その主要な交差道路との交差方式は都市計画道路 3・4・24 号旭が丘南北線との交差部については平面交差、一般都道長沼北野線及び一般国道 16 号八王子バイパスとの交差部については、本線を地下構造とし、側道を平面で整備します。

また、本事業は 1 級河川である浅川を渡河する計画ですが、浅川と交差する区間は桥梁構

造として整備します。

18 ページを御覧ください。標準横断構成を示しております。

上から、日野市側の平面構造部、浅川を渡河する橋梁構造部、八王子市側の平面構造部、及び八王子市側の地下構造部となります。

続きまして、施工計画及び供用の計画について、施工計画から御説明いたします。

19 ページを御覧ください。事業の工程を示しております。

本事業の全体工事期間は、工事着手からおおむね 10 年を想定しています。

計画道路は、工区を 1 級河川浅川の左岸側と右岸側に分けて施工する計画です。

地下構造部は、現在供用中の道路敷地内の現道を確保しながら行うこととし、区間を 3 分割して作業工程の短縮を図ってまいります。

なお、工事の実施に当たりましては、工区のピークを分散させるなどの配慮を行います。

20 ページから 21 ページには、主な施工手順を示しております。

20 ページを御覧ください。上段には平面構造の主な施工手順を、下段には橋梁構造の主な施工手順を示しております。21 ページを御覧いただきますと、上段に地下構造の主な施工手順を示しております。

22 ページを御覧ください。工区割及び工事用車両の搬出入ルートを示しております。

工事用車両の搬出入ルートとして、一般都道町田平山八王子線、市道北野公園通り、一般国道 16 号八王子バイパスを想定しております。

各搬出入ルートにおける工事用車両の現況交通量に対する割合は、最大で 1.2%程度でございます。

なお、計画道路及びその周辺では、「日野市西平山土地区画整理事業」が進められており、その環境影響評価書によれば、「工事用車両については、一般交通量に対して、最高でも、日中 1.2%程度と走行台数が少ないため、影響は極めて軽微であると考えられる」とされています。

一方で、同都道を利用する本事業における工事用車両台数の現況交通量に対する割合は、最大で 0.4%であり、増加率は当該土地区画整理事業よりも低い状況でございます。しかし、工事用車両台数につきましては、事業実施段階において、詳細な施工計画に基づき、著しい複合影響が生じないよう、必要に応じて当該土地区画整理事業と調整等を図ってまいります。

23 ページから 25 ページには、施工内容及び主な建設機械を示しております。

23 ページを御覧ください。平面構造部における施工内容及び主な建設機械を示しており、

一般的な工種、作業内容、建設機械を想定しております。ユニット数は最大で1ユニットでの施工を想定しております。

24 ページを御覧ください。橋梁構造部における施工内容及び主な建設機械を示しており、平面構造部と同様、一般的な工種、作業内容、建設機械を想定しております。ユニット数は最大で1ユニットでの施工を想定しています。

25 ページを御覧ください。地下構造における施工内容及び主な建設機械を示しており、平面構造部、橋梁構造部と同様、一般的な工種、作業内容、建設機械を想定しております。

なお、地下構造部につきましては、既存道路が供用中の区間であり、掘割工に当たっては作業工程の短縮で、3区間に分割して施工することとしており、1区間当たりのユニット数は最大で3ユニットでの施工を想定しています。

続きまして、供用の計画について御説明いたします。

26 ページを御覧ください。計画交通量を示しております。計画交通量の交通量推計年は令和12年です。

本線と側道、連結道の合計の計画交通量は、1日当たり約4万1100台から4万3300台となる計画でございます。

最後に、環境影響評価の項目について御説明いたします。

36 ページを御覧ください。環境影響評価を行う項目は、対象事業の事業計画案の内容から環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係を検討することにより選定いたしました。

選定した項目は、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物の13項目でございます。

環境影響要因と環境影響評価の項目との関連は、37ページに示すとおりであります。環境影響要因につきましては、工事の施行中については、施設の建設、建設機械の稼働、工事用車両の走行のほか、一般河川の浅川を渡河する橋梁の橋脚を低水路に設置する可能性があることから、水底の掘削を選定しています。

また、工事の完了後については、施設の存在、自動車の走行を選定しています。

説明は以上でございます。

○柳会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、何か御質問等がありましたらお願いいたします。

奥委員、どうぞ。

○奥委員 評価書案の 21 ページ、22 ページのところですが、区画道路及びその周辺で土地
区画整理事業が行われているということで御説明がありましたが、こちらの場所については、
22 ページの地図上でいいますと、この「西平山」というのがこの赤い横の矢印の下に書い
てありますが、このあたりですか。場所がどこかを正確に示していただければと思います。

○事業者 はい。今、赤い矢印が右側から来ていて、矢印の先端が今回の事業の起点となっ
ております。それから、左側のほうに向けた点線の部分の周辺で、「西平山土地区画整理事
業」というのが行われているところがございます。

今、画面を共有いたします。

こちらが先ほど見ていただいた図面と同じになりますので、その少し灰色に着色させてい
ただいている部分が、区画整理事業区域となっております。

○奥委員 なるほど。かなり広大な区域ですね。

○事業者 はい。そうでございます。

○奥委員 68 ページというのは、評価書案の 68 ページですね。

○事業者 はい。

○奥委員 分かりました。

21 ページのところになお書きで御説明があるので、22 ページの地図上でもこの土地区画
整理事業の場所が分かるほうがいいかなと思ったところですが、68 ページにちゃんと地図
があるということであれば、了解いたしました。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、次に、水本委員、どうぞ。

○水本委員 私からは史跡・文化財のページの中で、418 ページから 423 ページの部分です
が、こちらで埋蔵文化財については、既に周知の部分は公開のものを確認されていて、その
中ではもう既に遺跡に当たっている部分と、未周知ではあるけれども遺跡になる可能性があ
るという主旨の内容が書かれております。

これについては正しい経過ですので、プロセスとしてはよろしいかと思うのですが、ただ、
何分、事業規模が非常に大きいかと思っておりますので、遺跡に既にかかっている部分と、今後そ
ういった可能性があるところも含めて質問させていただきます。

1 点目の質問としては、日野市さんにご相談をいただいているのか。試掘調査についても
相談しながら進めるということでしたので、それも非常にいいと思いますけれども、そのあ
とで試掘というのはあくまでも広い面積の中のある一部分を試し掘りするということですか

ら、それ以外のところで埋蔵文化財が工事中に不時発見されるような場合には、またそれも手続を進めてということです。

そこで、書かれていることの確認ですが、まず日野市さんへのご相談ということと、試掘を入れるということと、それから、その後の不時発見についてもご相談して対応するということの確認、それでよろしかったでしょうか。

○事業者 御意見ありがとうございます。

今お話がありましたとおり、日野市さんとしっかりと事前調整、また、新たな発見があった場合には日野市さんとしっかりと協議をさせていただいて、対応していきたいと思っておりますので、今委員からお話がありました御意見のとおりでございます。

○水本委員 分かりました。そのスタンスについては非常にありがたいことだと思います。

それで規模の問題で、規模が大きければ大きいほど、後から発生したことに対して、工事にどんどん食い込んでいくようなことがありますので、この場合も、早く動いていただいて、試掘もご協力いただけると、縄文時代の遺跡が多いことですから、文字情報が取れない時代ですので、とにかくしっかり対応していただけるということで、よろしく願いいたします。

○事業者 しっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○水本委員 ありがとうございます。

「縄文」という言葉は、もう世界の中でも「ジョウモン」という言葉で通じたりですとか、大博物館で展示会がされたりですとか、例えば、縄文時代でなくても、そういったところで、世界的にも注目されるような部分がありますから、どうぞよろしく願いいたします。

○柳会長 それでは、続いて荒井委員、どうぞ。

○荒井委員 評価書案の439ページに評価の結果が示されていて、建設発生土も多く発生する旨書かれています。

実施区域内の盛土材として利用するというのが、今カーソルのある部分に近いところですが、(評価書案439ページの)2)の2段落目の2行目のところに、「実施区域内の盛土材として再利用する計画」ということが示されています。

建設発生土は一度工事をしてストックしておかないといけないのかなと思うのですが、そういったものを保管する場所というのは、もう既に決められているのでしょうか。

○事業者 現状で、建設発生土を保管していくような場所については、まだ確定しているわけではございません。今後、工事業者と保管場所の詳細な検討をしていきたいと考えており

ます。

○荒井委員 分かりました。

○柳会長 それでは、続いて、横田委員、お願いします。

○横田委員 第一部会で生態系を担当していますので、生態系についてお伺いしたいと思います。

まず、橋脚と水面や河原の環境というのですか、それを見る図面というのは、どこを見ればよろしいですか。

○事業者 すみません、橋脚の位置ということでしょうか。

○横田委員 はい、橋脚の位置です。

○事業者 現在、橋梁部分の詳細な設計を実施中でありまして、今、河川管理者との協議をしながら、橋脚の位置を決定していく、まだ途中でございます。

ですので、今はっきりと「ここだ」ということは、申し上げられないのですけれども、イメージ的には412ページに景観のところに、今、共有させていただきましたが、想定としますとこのような状況が少し考えられるかなということでございます。

○横田委員 なるほど。

分断の影響について検討する上で、橋脚は非常に影響が大きそうなので、工事中の構造物もあろうかと思っておりますので、そういったものがどういうふうに主な影響の地点になるのかということは、やはり具体的にイメージできたほうがいいのかと思いました。

あと、保全措置として、水路の付替えに関して、378ページにありますね。

「水路の付替え部は、現況と同様の機能を確保する」というように書かれていますが、この水路の付替えというのは、どこに示されていらっしゃるのでしょうか。

○事業者 オリエンタルコンサルタンツと申します。

水路に関しましては、今、対象の水路が浅川の横に「川北用水」という用水があるのですが、そちらを対象とした保全措置になります。

こちらについては、付け替えるのですが、それについては、生物・生態系の予測評価の中でしか書いてはおりません。評価書案の中では、事業の内容等には特に書いていないのですけれども、そういった計画という背景がありますので、それを前提に予測評価をさせていただいております。

○横田委員 具体的には、この河道中ではないのですね。

○事業者 はい。河道中ではございません。

評価書案の189ページでございます。水質汚濁を予測している項目の中で、図面を示しております。浅川の左岸側、日野市側ですが、「川北用水」というところがございます。この用水を盛り土で通過することになるのですが、そこを工事中は付け替えて、やるというところでございます。

○横田委員 付替えの場所というのは、まだ検討中ということでしょうか。

○事業者 はい。工事のそのような詳細については、現在検討中でございます。

○横田委員 分かりました。

その分断影響というものを見る上で、分断する地点であるとか、分断の環境というものを、少し具体的に説明していただけるといいのかなと思います。

あと、350ページの猛禽類の行動圏解析のところです。

行動圏解析の結果が、資料編にも載っていないというのは、絶滅危惧種の保全の観点から載せられていないという理解でよろしいですか。

○事業者 はい。先生が今おっしゃったとおりです。

○横田委員 部会で検討できる状況になるということによろしいですか。

○事業者 はい。検討はしておりますので、お見せすることは可能でございます。

○横田委員 では、部会でまた精査をしていただければと思います。

定性的に予測結果として、「変化はほとんど生じないと予測される」という文言が、非常に多いので、「ほとんど」ということがどういう状況なのかということですね。重要性の高い種に関しては、より具体的にしていいただければと考えております。

以上、コメントさせていただきました。ありがとうございました。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

森川委員、どうぞ。

○森川委員 道路が開通したあとの日中交通量ですが、橋も架かるということで、それなりに結構大きい交通量を与えられています。こちらの大型車の混入率というのは、この一般国道20号の表が100ページに出ておりますが、時間の変動はこれを参考にしているという感じでしょうか。

○事業者 大型車の混入率については、今御提示しているページは、予測のときの実際の時間で交通量の変動を出していますが、大型車の割合につきましては、設計交通量の中で推計を出しております。

○森川委員 何%ぐらいになりますかね。

○事業者 大型車は、4万1100台に対して、大体1万2200台です。

○森川委員 そうすると、4分の1ぐらいですかね。

○事業者 はい。そうですね。

○森川委員 一般国道16号のところで、ちょっと高めなのかなと思っていて、お聞きしたのと、この表の一般国道20号のところに、「車種構成」と書いてあったので、これを見られたのかなと思ってお聞きしたところでは。

土地区画の整理ができれば、交通量が結構増えるのかなと思っていて、これも考慮されている数字だと思っていてよろしいですか。

○事業者 はい。どちらも考慮した数字となっております。

○森川委員 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、廣江委員、お願いいたします。

○廣江委員 丁寧な御説明をありがとうございます。

詳細は第二部会にてお伺いしたいので、ここでは基本的なことだけをお伺いします。

騒音・振動でも、一番注目すべきは一番大きく影響が出る場所、あるいは影響が出る時間帯で、それについていろいろ予測していただいているのですが、構造的には、私の目には、平地と橋梁というのが、掘割よりも大きいと考えていらっしゃると思えます。

特に、平地であればあとから対策も可能ですが、橋梁については、先ほど御意見が出ましたように、まだスパンが決まっていない状況の中、今、コンクリート構造物ではなくて、I（アイ）桁構造の高架橋になっておりますが、一般に、構造物音や低周波は、そちらのほうが大きいと認識しています。

今、大型車の混入率とかが今後も増えていきそうな気配がありますが、その辺、基本的な方針の中で、この構造にしたお考えがあれば教えてください。

○事業者 橋梁の構造の決定に当たりましては、安全面ですとか施工面、また、経済性等を総合的に勘案しまして、選定がなされております。

ですので、先生が言われることもあるかと思うのですが、橋梁の選定といたしましては、そのような考えで選定しているところでございます。

○廣江委員 そこをお伺いしたのは、先ほども申し上げましたように、橋梁というのは後付け対策が非常に難しい構造でありますので、構造物音はまだしも、低周波音の問題を発生させたときには、手遅れになる可能性もありまして、ちょっとお伺いしました。

先ほどの、分断の影響も考えると、橋脚の数というのは、もしかすると少ないほうがいいのかもかもしれませんが、音の観点からすると、長スパンは低周波音の発生を助長させる可能性もありますので、そこら辺は十分にいろいろな検討をされた上で、今後考えていただければと思います。

細かい騒音予測については、また第二部会で確認させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで終わりにしたいと思います。

事業者の皆さん、どうもありがとうございました。

それでは、事業者の方は退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○柳会長 それでは、受理関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○山内アセスメント担当課長 それでは、受理関係について御報告いたします。

資料3を御覧ください。5月の受理報告は、資料のとおり、

1. 環境影響評価書1件
2. 事後調査報告書3件
3. 変更届3件

を受理してございます。

1の環境影響評価書について御説明いたします。6ページの資料を御覧ください。

「国立印刷局王子工場整備事業」につきましては、令和4年4月18日に環境影響評価書を受理いたしました。

評価書案は、令和3年7月20日の第5回総会で諮問され、令和4年1月25日の第11回総会において、知事に答申されております。

答申は、評価書案に対する審査意見書と、環境影響評価書の記載内容との関連について、記述してございます。

まず、「騒音・振動」についてでございますが、意見としまして、

「騒音・振動の予測では、最大値出現地点が中高層住宅等に近接する北側境界付近となることから、防音シート等の採用や、建設機械の配置、台数を詳細に検討するなど、環境保全のための措置を徹底し、工事施行中の騒音・振動の一層の低減に努めること」

との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、

「工事施行中の騒音・振動の一層の低減に向け、騒音対策として金属類搬出時の騒音防止、工事用車両の構内徐行運転を、振動対策として工事用車両出入口への鋼板敷設を、環境保全のための措置に追加した」

との報告です。

次に、「土壌汚染、廃棄物 共通」に関する意見としまして、

「本事業では、形質変更する敷地の一部で土壌汚染が確認されており、拡散防止措置を講じるとしている。

工事の施行に際しては、掘削時の拡散防止等十分な環境保全措置を講じること。また、事後調査において汚染状況、周辺環境への影響及び対策実施状況について、詳細な報告を行うとともに、汚染範囲外の発生土等の再資源化状況について報告すること」

との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、

「土壌汚染」としましては、

「汚染土壌対策工事における拡散防止措置として、車両への汚染土壌積載時の飛散防止シートの使用、地下水の水質モニタリングの実施、事後調査における詳細報告を、施工計画及び環境保全のための措置に追加した」

との報告です。

「廃棄物」としましては、

「環境保全のための措置に、汚染範囲外の発生土等の再資源化状況について、事後調査で報告することを追加した」

との報告です。

本案件については以上でございます。

なお、4月受理報告に係る助言事項に対する事業者回答、及び5月受理報告に係る助言事項については、今回はございません。

御報告は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

今の件について何か御質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、受理関係についてはこれで終わりにいたします。

そのほかに何かございますでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして、本日の審議会を終わりたいと思います。

皆様どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は、「退出ボタン」を押して退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

(午後 0 時 03 分閉会)